

○内閣府令第八号

食品表示法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十条の二第一項及び食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七条第三項の規定に基づき、食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七

年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	
		改 正 前
	<p style="text-align: right;">（消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合）</p> <p>第四条 法第十条の二第一項に規定する消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときは、同項に規定する食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合であつて、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたときとする。</p>	<p>「条を加える。」</p>
	<p style="text-align: right;">（食品の回収の届出）</p> <p>第五条 食品関連事業者等は、食品の回収について法第十条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に掲げる事項を内閣総理大臣（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「令」という。）第七条の規定により当該権限に属する事務を同条第一項第七号に定める都道府県知事（保健所を設置する市（法第十五条第五項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあつては、市長又は区長。）が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所 二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所 三 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項 四 当該食品が法第十条の二第一項に該当すると判断した理由 	

由

五 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量

六 当該食品の回収に着手した年月日

七 当該食品の回収の方法

八 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

2 食品関連事業者等は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした食品関連事業者等は、食品の回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、回収が終了したことを見認めたとき）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告）

第六条 令第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

〔一～五 略〕

9 〔2～8 略〕
令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第七号に掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所
三 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項

（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告）

第四条 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「令」という。）第六条第三項の規定による報告は

、次に掲げる事項について行うものとする。

〔一～五 同上〕

〔2～8 同上〕

〔項を加える。〕

四 当該食品が法第十条の二第一項に該当すると判断した理由

五 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量

六 当該食品の回収に着手した年月日

七 当該食品の回収の方法

八 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

九 前条第二項の規定による届出を受けた場合にはその旨

十 前条第三項の規定による届出を受けた場合にはその旨

十一 法第八条第一項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容

十二 その他参考となるべき事項

第七条

〔略〕

第五条

〔同上〕

別記様式第2号（第3条関係）

(表)

(裏)

第 年 月 日 発 行	食品表示法抜粋 (立入検査等)
身分証明書	第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者との事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。
官職名及び氏名 年 月 日 生	2・3 (略) 4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 6~9 (略)
上記の者は、食品表示法第8条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。 消費者庁長官	(権限の委任等) 第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。 2~5 (略)
写 真 押出スタンプ	第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 二・三 (略)

備考 用紙の大やわらか、日本産業規格B8又はA4。

別記様式第2号（第3条関係）

(表)

(裏)

第 年 月 日 発 行	食品表示法抜粋 (立入検査等)
身分証明書	第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者との事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。
官職名及び氏名 年 月 日 生	2・3 (略) 4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 6~9 (略)
上記の者は、食品表示法第8条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。 消費者庁長官	(権限の委任等) 第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。 2~5 (略)
写 真 押出スタンプ	第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 二 (略)

備考 用紙の大やわらか、日本産業規格B8又はA4。

備考

表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、食品表示法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。